

# 吸収分割に関する事後備置書類

2023年12月31日

株式会社 Shiring Innovations  
コンティニュー株式会社

## 吸収分割に関する事後開示書面

2023年12月31日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
株式会社 Shiaring Innovations  
代表取締役社長 樋口 昂之

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
コンティニュー株式会社  
代表取締役社長 平健 司

株式会社 Shiaring Innovations（以下「承継会社」といいます。）及びコンティニュー株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2023年11月14日にて締結した吸収分割契約書に基づき、2023年12月31日を効力発生日として、分割会社が営むデジタルトランスフォーメーション事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関し、承継会社が、会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則189条に基づき、また、分割会社は会社法第791条第1項及び会社法施行規則第189条に基づく、事後開示事項は下記の通りです。

### 記

1. 吸収分割の効力が生じた日  
2023年12月31日です。
2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る請求手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則189条第2号）
  - (1) . 会社法第784条の2の規定による請求に係る請求手続の経過  
承継会社及び分割会社は、本件分割に関し、会社法第784条の2の規程による請求の要件を満たさないと判断しております。また、分割会社は承継会社の完全子会社であり、承継会社による会社法784条の2の規定による請求はなされませんでした。
  - (2) . 会社法第785条の規定による手続の経過  
本件分割は、分割会社は承継会社の完全子会社であり、承継会社は会社法第784条第1項に規定する「特別支配会社」であり、略式会社分割に該当する。そのため、本手続に

つき該当事項はありません。

(3) . 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、本手続につき該当事項はありません。

(4) . 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項に基づき、2023 年 11 月 20 日付で官報公告、2023 年 11 月 28 日付で知れている債権者へ各別の催告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る請求手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則 189 条第 3 号)

(1) . 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る請求手続の経過

本件分割は、承継会社について会社法 796 条第 2 項本文に規定する簡易分割に該当するため、本手続につき該当事項はありません。

(2) . 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本件分割は、承継会社について会社法 796 条第 2 項本文に規定する簡易分割に該当するため、本手続につき該当事項はありません。

(3) . 会社法第 789 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項並びに承継会社の定款に基づき、2023 年 11 月 20 日付で官報公告及び 2023 年 11 月 28 日付で電子公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割による承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則 189 条 4 号)

承継会社は、効力発生日たる 2023 年 12 月 31 日に、分割会社が営むデジタルトランスフォーメーション事業に関して有する権利義務を承継しました。

承継会社が分割会社から承継した資産および負債の額はそれぞれ以下の通りです。

承継資産額：29,188 千円

承継負債額：20,452 千円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日(会社法施行規則 189 条 5 号)

2024 年 1 月 12 日予定となります。

6. その他、本件分割に関する重要な事項(会社法施行規則 189 条 6 号)

該当事項はありません。

以上